

# とよた市議会 だより

臨時号

平成25年12月15日

ファイルNo.  
**118**

## (仮称) 豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例 皆さんのご意見をお聞かせ下さい!!

豊田市議会では、初の政策条例制定に向け、平成25年5月に再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会を設置し、先進事例調査や行政視察などを行ってきました。

今回、この特別委員会において、太陽光などの再生可能エネルギーを安全で安心な地域資源として捉え、市民生活や経済の発展、地域の活性化に役立つよう再生可能エネルギーの導入を積極的に推進することで、低炭素社会の実現を図り、エネルギーの地産地消による地域社会の持続的発展や健康で文化的な市民生活を目指すため、豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例(案)を作成しました。条例制定の参考にさせていただくため、条例案についてのご意見を募集いたします。

ご意見は条例制定の検討資料とし、検討結果は市議会ホームページにて公表します。

※個々の意見に対し、直接回答はしません。また、不明瞭なものは検討の対象外となります。ご了承ください。

ご提出いただいた内容は本業務の目的のみに使用し、氏名などの個人情報は公表せず適正に管理します。



### パブリックコメントについて 【問合せ】 豊田市議会事務局 電話0565-34-6665

資料閲覧・意見提出期間 平成25年12月15日(日)～平成26年1月15日(水)



意見提出方法

① 豊田市議会ホームページから入力 (<http://toyota-shigikai.jp/>) [ 豊田市議会 ] を 検索 をクリック  
[ 再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例(案)にご意見をお寄せください ] をクリック

② Eメール [gikai@city.toyota.aichi.jp](mailto:gikai@city.toyota.aichi.jp)

③ FAX 0565-34-6566

④ 郵送 〒471-8501 豊田市西町3-60 豊田市議会事務局

⑤ 持参 豊田市役所 南庁舎6階 議会事務局

※②～⑤については、住所・氏名をご記入ください。

資料閲覧

議会事務局、市政情報コーナー(市役所南庁舎1階)、各支所・出張所(土・日曜日、祝日、年末年始(12/28～1/5)を除く午前8時30分～午後5時15分)、各交流館(午前9時～午後9時、年末年始(12/28～1/4)・月曜日休館、月曜日が祝日の場合は開館)で閲覧できます。豊田市議会ホームページでもご覧いただけます。

# 豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

## 第1条 目的

この条例は、豊田市環境基本条例(平成8年条例第27号)の基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則を定め、並びに市、事業者及び市民の共通の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の基本方針を定めることにより、低炭素社会の実現を図り、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等を活用して永続的に得られるエネルギーをいう。
- (2) 低炭素社会 地球温暖化防止に

向けて、二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出が最小化された社会をいう。

## 第3条 基本原則

再生可能エネルギーの導入の推進は、再生可能エネルギーが環境への負荷の低減に寄与する安全で安心な地域資源であることに鑑み、市民生活の向上、市民経済の発展及び地域の活性化に資するよう積極的に行われなければならない。

## 第4条 市、事業者及び市民の共通の責務

市、事業者及び市民は、基本原則にのっとり、経済性に配慮しつつ、再生可能エネルギーを優先的に導入し、かつ、それぞれの事業活動及び日常生活において活用するよう努めなければならない。

## 第5条 施策の基本方針

市は、基本原則にのっとり、かつ、次に掲げる基本方針に基づき、再生可能

エネルギーの導入の推進に関する施策を実施するものとする。

- (1) 市内に所在する事業者による再生可能エネルギー事業への参画を促進すること。
- (2) 市民、地域及び事業者による再生可能エネルギーの導入を支援すること。
- (3) 公共施設及び市有地への再生可能エネルギーの導入を推進すること。

## 第6条 財政上の措置等

市は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

## 第7条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

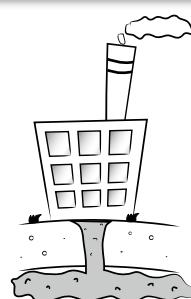
## 条例の特徴

### 第3条 基本原則

再生可能エネルギーの導入を推進する基本的な考え方として、再生可能エネルギーを安全で安心な地域資源として捉え、市民生活や経済の発展、地域の活性化に役立つよう積極的に推進していくこととしています。

### 第5条 施策の基本方針

市は、下記の方針に基づき再生可能エネルギーの導入を推進する施策を実施していきます。



#### ①市内に所在する事業者による再生可能エネルギー事業への参画促進

想定される  
施策

- ・再生可能エネルギーによる発電や関連する製品の製造、施工、維持管理を行う地域の事業者への育成、支援
- ・地元企業の技術の活用と地域の事業者の再生可能エネルギー事業への参画促進



#### ③公共施設及び市有地への再生可能エネルギーの導入推進

想定される  
施策

- ・新たに整備する公共施設にその施設に合った再生可能エネルギーを積極的に導入
- ・既設の公共施設の屋根や未利用地を地域のエネルギー事業者に提供し、再生可能エネルギーの導入を促進
- ・災害時には公共施設で再生可能エネルギーを活用できる施設整備

想定される  
施策

#### ②市民、地域及び事業者による再生可能エネルギーの導入支援

- ・「とよたエコファミリー制度」を拡充し、市民の再生可能エネルギーの導入を支援
- ・民間施設の屋根や土地の所有者とそれを借りて発電したい地域の事業者を引き合わせて、再生可能エネルギーの導入を促進
- ・地域が地域活性化のために再生可能エネルギーを活用する活動を積極的に支援